

## 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、地域における自殺対策を強化するため、新潟県地域自殺対策強化事業実施要綱に基づき民間団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2 この補助金の対象となる民間団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 目的、組織、代表者など団体の運営に必要な事項について定めがあり、かつ、非営利で活動している新潟県内に活動の拠点を持つ団体であること。
- (2) 自殺対策事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (3) 原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。

2 次の活動を目的とする団体ではないこととする。

- (1) 宗教、政治、選挙を目的に活動する団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持又は反対することを目的に活動する団体
- (3) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体

### (交付対象事業及び対象経費)

第3 この補助金は、民間団体が行う地域における自殺対策の強化に資する効果的な事業に要する経費を交付の対象とする。

2 前項の経費については、次に定める経費は含まないものとする。

- (1) 国、地方公共団体が実施する既存の補助制度等により、当該事業の全部又は一部について負担若しくは補助されている経費
- (2) 交付対象となる民間団体の運営に要する経費
- (3) その他補助することが適当でないとして知事が認めた経費

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第5 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合(軽微な変更を除く。)は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 第6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、第9に定めるところにより事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合(仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。)には、別紙様式1により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。  
なお、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を県に返還しなければならない。

(申請手続き)

第6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、知事が別途定める期日までに知事に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により変更交付申請を行う場合は、第6に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

この場合において、第6の規定中「別紙様式2」とあるのは「別紙様式3」と読み替えるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8 第5の(1)及び(2)における軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目を変更する場合。
- (2) 総事業費の10%を超える経費の配分を変更する場合。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、事業内容に著しい変更を生じる場合。

(実績報告)

第9 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日(第5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに知事に提出して行うものとする。

なお、第6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第10 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なであると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式5による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
対面相談事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料	10/10
電話・SNS相談事業			
人材養成事業			
若年層対策事業			
ゲートキーパー養成事業			

別紙様式1

番 号  
(元号) 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け障第 号により交付決定を受けた (元号) 年度新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第13条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額                           | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額相当額  | 金 | 円 |

(注)

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙様式2

番 号  
(元号) 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者名

(元号) 年度新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額

金  円

2 添付書類

- (1) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金所要額調 (様式2-1)
- (2) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施計画総括表 (様式2-2)
- (3) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施計画書兼実施報告書 (様式2-3)
- (4) 経費所要額内訳書 (様式2-4)



新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業 実施計画書兼実施報告書

都道府県		市区町村		事業No.		
交付金事業名			実施年度	年度		
交付金事業メニュー			交付率			
事業の内容						
事業形態		<input type="checkbox"/> 委託事業 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助事業 (補助先: )				
<small>※該当する場合のみ</small>						
交付金所要額	交付決定額		円			
	総事業費(A)		円	寄付金その他の収入額(B) 円		
	差引(C=A-B)		円	基準額(D) 円		
	対象経費の実支出(予定)額(E)	報酬		賃金	給料	職員手当等
		円		円	円	円
		報償費		旅費	需用費	役務費
		円		円	円	円
		使用料・賃借料		工事費	備品購入費	委託料
	円		円	円	円	
	負担金		補助金	合計		
円		円	円			
交付基本額(F)		円	交付金所要額(G) 円			
既交付決定額(H)		円	差引追加交付(一部取消)申請額(I=G-H) 円			
政策パッケージの分類 (複数該当する場合は予算配分が多い順)	1	基本/重点施策	施策内容			
	2	基本/重点施策	施策内容			
	3	基本/重点施策	施策内容			
評価	1	指標名	「その他」選択の場合具体的に記載			
		目標値	[ ]	実績値	[ ]	
	2	指標名	「その他」選択の場合具体的に記載			
		目標値	[ ]	実績値	[ ]	
	3	指標名	「その他」選択の場合具体的に記載			
		目標値	[ ]	実績値	[ ]	
	3段階評価					
	3段階評価が(3)の場合、不十分だったと改善点を記載					
	上記指標以外にみられた効果					
	備考欄					

経費所要額内訳書

団 体 名
事 業 名
事 業 区 分

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

別紙様式3

番 号  
(元号) 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者名

(元号) 年度新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日付け障第 号をもって交付決定を受けた標記補助金については、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円

	補助金既交付 決定額(A)	変更後補助金 所要額(B)	今回追加交付（一部取 消）申請額(B)-(A)
新潟県地域自殺対策強化 事業民間団体事業補助金	円	円	円

2 添付書類

- (1) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金所要額調（様式2-1）
- (2) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施計画総括表（様式2-2）
- (3) 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施計画書兼実施報告書（様式2-3）
- (4) 経費所要額内訳書（様式2-4）

別紙様式4

番 号  
(元号) 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者名

(元号) 年度新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、  
次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金精算書 (様式4-1)
- 2 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施報告総括表 (様式4-2)
- 3 新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業実施計画書兼実施報告書 (様式2-3)
- 4 経費支出済額内訳書 (様式4-3)
- 5 経費支出に係る証拠書類 (領収書等の写し)





様式 4 - 3

### 経費支出済額内訳書

団 体 名
事 業 名
事 業 区 分

支出科目	支出済額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

番 号  
(元号) 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
法人名等  
代表者名

(元号) 年度新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金概算払請求書

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、新潟県地域自殺対策強化事業民間団体事業補助金交付要綱第 1 1 第 2 項の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額

(元号) 年 月 日現在

交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了 予定 年 月 日